

地域自主組織への事務委託契約書（ひながた）

委託者 町長（ 支所長）を甲とし、受託者 会 代表 を乙として、
甲乙両当事者は、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 本件契約の概要は次の各号のとおりである。

- (1) 委託業務の名称 業務委託事業
- (2) 委託業務の内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 履 行 期 間 自 平成 年 4月 1日
至 平成 年 3月 31日
- (4) 契 約 金 額 金 円
うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円

2 甲は、この契約書のほか、この契約書に附属する仕様書に基づき、乙に対し、業務を委託するものとし、乙は善良な管理者の注意をもって、受託業務を誠実に実施しなければならない。甲は、委託の対価として、前項第4号に定める委託料を乙に支払う。

3 乙は、委託された業務の遂行にあたっては、公正中立で継続的な業務遂行を行わなければならない。思想信条、宗教上、政治上の理由などから不当な差別的取扱を行ってはならない。

4 甲及び乙は、本件業務を適切に実施するために良好なパートナーシップを築き、双方協力して円滑な業務の遂行に努めるものとする。

（再委託の禁止）

第2条 乙は、甲から委託された業務を第三者に再委託してはならない。ただし、甲が再委託を認めたときはこの限りでない。

（権利義務の譲渡）

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利、義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（守秘義務及び個人情報保護）

第4条 乙及びその受託した業務に関わる者は、この契約の履行に際して知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は不正に利用してはならない。それらが、その業務の担当を終了した後においても同様とする。

2 乙及びその受託した業務に関わる者は、本件業務を行うため個人情報（個人情報保護条例第 条で定義されているものをいう。）を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しその濫用がないように取り扱うとともに、個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。それらが、その業務の担当を終了した後においても同様とする。

（調査）

第5条 甲は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ、

若しくは自らその状況を調査し、又は乙に対して必要な指示を行うことができる。乙は、業務の遂行に著しい障害が生じるなどの正当な理由がないかぎり、報告を拒み、又は調査を妨げてはならない。

(委託業務の内容の変更)

第6条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は業務を一時停止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(委託料の支払)

第7条 乙は、甲に対し、書面をもって委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受理した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に委託料を支払わなければならない。

3 甲は、約定期間内に前項の支払を行わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をするまでの日数に応じ、当該未払金額に対し年パーセントを乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に算入しないものとする。

4 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、その責めに帰すべき事由により、この契約の条項に違反したとき
- (2) 乙が、正当な理由に基づき解除を申し出たとき
- (3) この契約の履行に関し、乙に、著しい不正又は不誠実な行為があったとき

2 甲は、前項に規定する場合のほか、正当な理由のある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償)

第9条 乙の業務の実施に関し第三者に対し損害賠償の責を負うこととなった場合は、甲が第三者に対しすべてこれを負担する。この場合において、乙の業務の実施に当たり故意又は重過失により損害が生じた場合に限り、甲は乙に対しその損害賠償額の全部又は一部を求償することができる。ただし、求償額については甲乙協議してこれを定める。

(紛争の解決)

第10条 業務の実施に関して第三者との間で紛争が生じた場合の紛争の解決は、すべて甲がその責任と負担においてこれを行うものとする。

(契約外の事項)

第11条 この契約書及び仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(契約の更新)

第12条 この契約の期間満了の日から1箇月前までの間に、甲、乙いずれからも、この契約の解除の意思表示をしないときは、契約期間を更に1年間延長することとし、以後も同様とする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住 所
氏 名 町長(支所長)

乙 住 所
氏 名 会 代表